

令和2年5月23日

学生 各位

岩手医科大学 学事課

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の募集について

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、アルバイト収入が大幅に減少し、修学の継続が困難になっている学生を対象とした「学生支援緊急給付金」制度が創設されましたので、支援を希望する学生は下記により手続きを行ってください。

記

- 対象学生：奨学金受給者で（予定者含む）、家庭から自立しアルバイト収入によって生活費・学費等を賄っており、今回の新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入が激減し、大学での修学の継続が困難になっている学生
（認定要件の詳細は配布資料『申請の手引き』を参照のこと）
- 給付額：住民税非課税世帯の学生 20万円
上記以外の学生 10万円
- 申請書類：①学生支援緊急給付金申請書（様式1）
②誓約書（様式2）
③手引き6、7ページに記載されている必要書類
※『申請の手引き』では、アルバイト先からの給与明細等（収入減少が証明できるもの）の書類の提出は「任意」と定めておりますが、本学では提出必須とします。
- 申請期限：令和2年6月10日（水）17：00まで ※期限厳守
- 申請窓口：学事課（矢巾地区）、歯学部教務課（内丸地区）

【お問い合わせ先】

矢巾キャンパス事務室 学事課（1番窓口）
電話：019-651-5111（内線：5014）